

千葉市公告第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による下記店舗についての届出に関し、同法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、同法第8条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年5月26日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）ダイレックスおゆみ野店
所在地 千葉市緑区おゆみ野中央七丁目30番地7
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 ダイレックス株式会社
代表取締役 多田 高志
住 所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 意見書の数
1件
- 4 意見の概要
交通関係の要望
- 5 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
- 6 縦覧期間及び時間
(1) 縦覧期間
令和5年5月26日から令和5年6月26日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
(2) 時間
午前9時から午後5時15分まで